

令和5年第2回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和5年1月30日 滝上町役場大会議室							
開閉会の日時及び び宣告	開会 令和5年1月30日 午前10時 00分 議長 瀬川 博 閉会 令和5年1月30日 午前11時 00分 議長 瀬川 博							
出欠の状況	議席 番号	氏 名		出・欠 の別	議席 番号	氏 名		出・欠 の別
	1	温水 吾郎		欠席	8	日野 茂		出席
	2	原田 竜太		出席	9	池田 政隆		出席
	3	村田 牧子		出席	10	西田 征司		出席
	4	大坪 省三		出席	11	佐々木 渉		出席
	5	張間 真之		出席	12	井上 秀幸		出席
	6	林 花美		出席	13	瀬川 博		出席
	7	太田越 亘		欠席				
会議録署名委員	池田 委員				西田 委員			
事務局職員の 出席状況	事務 局長	加藤 暢也		係長	北嶋 佑太		書記	濱塚 公平
議事日程	議案第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の 作成について(議事参与制限) 議案第2号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の策 定について							
会議の経過	別紙のとおり							

議長 本日、温水委員、太田越委員より欠席の報告をいただいております。在任委員13名、出席委員11名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第2回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第13条の規定により9番池田委員、10番西田委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが1月17日に北見で行われたオホーツク農業委員会連合会会長・事務局長研修会に参加して参りました。研修会の中では、昨年12月の研修会と同様に今後変わる農地制度について北海道農業会議から説明がありました。詳しい内容については研修資料を事務局備え付けとしておりますので事務局へお尋ねください。

日程第3. 報告第2号. 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について議題といたします。なお本件は●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地中間管理事業における●●●●さんの名義を、●●●●さんの名義で配分計画を変更するものであります。詳細は係長より説明いたします。

係長 本計画案は公社と町の業務委託契約及び事務委任により、農業委員会が作成します。本総会で計画案を決定すると、公社に提出し、その後知事の認可を経て新しい計画が成立する運びとなります。

令和3年末の経営移譲に伴い、農地中間管理事業については親子で経営者、後継者の申請を行っているものと事務局も公社より確認しておりましたが。令和5年1月に公社より●●●●さんの

後継者に●●●●さんが指定されていなかったため、●●●●さんへ配分計画を変更するものとして再度2本の配分計画を審議していただきたいとの旨があり、議題として提起させていただいております。

場所については6から7ページと12ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

議長 日程第4. 議案第2号. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の策定についてお諮りいたします。
本議案について事務局より説明願います。

局長 本件については、農業委員会法第7条に規定する、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に関する案件でございます。
策定の経緯と審議内容について係長より説明いたします。

係長 説明させていただきます。本指針の概要としては農業委員会に関する法律の第7条1項において策定に「努める」とあります。策定は義務ではなく、本町の集積率は高い水準である事、その指針に基づき受ける補助金において農業委員の皆様には多大な負担をかける内容が含まれていた事の2点を鑑み、策定をしてこなかったものになります。今まで受けて来なかった補助金、「農地利用最適化交付金」を受取るにおいては、この指針を策定する必要があります。内容としては単年度の農業委員会の活動目標を10年後まで見据えて策定したものとなります。

なぜ、今策定するのかという事について。

従前この交付金については希望する農業委員会が申請をして、主に報酬額への活用を予定されている補助金です。本町としては農業委員の活動記録を皆様にお願ひし、記録する必要がある事から各委員への負担を検討して回避しておりました、昨今には活動

記録が義務化されたこと、「農地利用最適化交付金」を一律で全国の農業委員会が受けとる形に変化した事を受けて、今回の策定議事とさせていただきます。

指針の内容として基本の文章は、テンプレート化されて農業会議より全市町村に送られてきたものを使用しております。それに数値を当て込む形で出来上がるものとなっており、現状の数値の根拠については3月の総会で審議する際にも使用するR5の目標、R4の実績に基づき2020農林業センサスの決定値を利用しております。3年後、10年後の将来値についてはそれぞれ

集積面積については、現状年間の集積目標5ha×3年、10年を各集積値としております。

新規の加入目標については年間1人を目指しておりますが、3年に2人の割合で、10年で6人を見込みました。経営体数、認定農業者数の推移は横ばいを目標として作成しております。

この指針については、令和4年度中に策定を求められているものであり農業委員会として見直しを随時かけていくべきものがあります。決議については2月総会へ持ち越しでもよいものとなっているため、この内容について1月総会で提起、継続審議にて、2月総会で最終決定という形を予定しております。その間に変更点、疑問点等ありましたら事務局へ連絡願います。2月総会までの間に変更・質疑のあったものはまとめて修正及び質疑応答集として議案及び資料にてお伝えしたいと思います。

議長 これより質疑に入ります。現段階で質疑ございませんか。
4番大坪委員。

大坪委員 経過について、もう少し具体的に知りたいので今の資料をFAXで送って欲しい。

係長 はい、この指針の経過についてまとめたものを後日送ります。

議長 8番日野委員。

日野委員 各委員の意見を出して、2月の総会までに確定計画を議案として提案させてほしいということよろしいですか。

係 長 2月の総会で決定まで進めたいと思っていますので、それまでに意見等がある場合は、事務局に連絡をしてもらいその意見等を踏まえたくえで、また2月に提案させていただきたいと考えています。

議 長 4番大坪委員。

大坪委員 今回のこの議案というのは審議決定しないので、継続審議ということでよろしいですか。

係 長 はい、その通りでございます。

議 長 質疑を打ち切ります。それでは、お諮りします。今回の指針については2月総会へ継続審議という事でご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

異議なしと認めます。本案は継続審議という事で可決されました。何かお気づきの点等ありましたら事務局までよろしくお願ひします。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第2回農業委員会総会を終了いたします。